

**大浦地区産業用地
一般競争入札売払案内書**

令和6年3月

宇和島市産業経済部商工観光課

目 次

1. はじめに	・ ・ ・ P. 2
2. 売払い物件	・ ・ ・ P. 2
3. 売払い物件の利用条件	・ ・ ・ P. 2
4. 入札参加資格	・ ・ ・ P. 4
5. 質疑の受付	・ ・ ・ P. 4
6. 入札参加の申込み	・ ・ ・ P. 5
7. 入札参加資格の審査	・ ・ ・ P. 7
8. 入札	・ ・ ・ P. 7
9. 契約	・ ・ ・ P. 10
10. 売買代金の納入	・ ・ ・ P. 11
11. 所有権移転登記	・ ・ ・ P. 11
12. その他注意事項	・ ・ ・ P. 11
○様式集<様式第1～6号>	・ ・ ・ P. 13

<売却におけるスケジュール（予定）>

令和6年3月19日（火）から
公告及び売払案内書の配布開始

令和6年3月19日（火）から令和6年4月12日（金）まで
入札参加申込みに関する質疑の受付

令和6年4月1日（月）から令和6年4月19日（金）まで
入札参加申込みの受付

令和6年4月26日（金）まで
参加資格の審査結果の通知

令和6年5月9日（木）
買受適格者による入札、買受人の決定、入札保証金の納入

令和6年5月20日（月）まで
土地売買仮契約の締結

令和6年6月下旬
議会議決（本契約として成立）

令和6年7月上旬まで
契約保証金の支払い

令和6年7月下旬まで
売買代金の支払い

令和6年8月上旬
所有権移転登記、土地の引渡し

令和6年7月上旬まで
売買代金の支払い

令和6年7月中旬
所有権移転登記、土地の引渡し

1. はじめに

宇和島市では、大浦地区の産業用地を一般競争入札方式にて売却します。
買い受けを希望される方は、この「案内書」を熟読の上、お申し込みください。

2. 売払い物件

1. 売払い物件は、全4区画となります。

区画 番号	物件所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格 (最低売却価格)
①	宇和島市大浦甲4番48	雑種地	5,000.18	97,900,000円
②	宇和島市大浦甲4番49 宇和島市大浦甲4番56	雑種地	3,905.19	76,500,000円
③	宇和島市大浦甲3番23 宇和島市住吉町1009番22	雑種地	2,720.00	51,300,000円
④	宇和島市大浦甲23番29	雑種地	1,684.00	33,000,000円

※別紙「物件調書」を参照してください。

2. 売払い物件の取得は、公共岸壁の利用の観点及び市内に産業用地が少ない現状を考慮し1者あたりの落札上限数を最大3区画までとします。但し、入札参加の申込みは4区画まで可能です。

3. 売払い物件の利用条件

1. 売払い物件は、宇和島港港湾計画（大浦地区）において「港湾関連用地」に定められています。用途は港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設に限定されます。※該当施設は以下の表を参照してください。

但し、周辺地域の生活環境への配慮のため「餌料・飼料製造施設」、「餌料保管施設」は建設不可とします。

※「餌料」とは、生や冷凍の小魚をそのまま与える餌（生餌等）。「飼料」とは、生物由来の材料を加工・調合して作られる人工餌（ペレット等）を指します。

区分	概要	用途	主要な内容
港湾関連用地	港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、ま	保管施設用地	倉庫用地、野積場、貯木場、貯炭場、サイロ用地、モータープール、空バンパー、シャーシプール
		流通施設用地	港湾の流通機能の高度化を図るための

た、これらの活動を支援する施設のための用地		トラックターミナル、配送センター、卸売市場等の流通業務施設。卸売展示施設、流通加工施設並びにこれらの附帯施設。コールセンター等の配分基地（ただし、石油等危険物の配分基地を除く）
	旅客施設用地	エプロン、旅客ターミナル（手荷物取扱所、待合室、売店、食堂等）、宿泊所
	港湾関連業務施設用地	物流・流通・貿易関連事務所、事務所（海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貿易関連業、商業、金融業、保険業等の事務所）。港湾管理施設（港湾管理事務所等）。航行補助施設（信号施設等）。港湾関連官公署事務所（税関、地方運輸局、港湾建設局、海上保安官署、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署等の港湾関連官公署等）
	福利厚生施設用地	休泊所、診療所、船員会館
	作業基地用地	ケーソンヤード等
	以上に不随するもの	上記に付随する緑地、道路、駐車場、便益施設（旅館、ホテル、商店、飲食店、ガソリンスタンド等）、下水処理場

(1) 旅客ターミナルは、民間事業者の保有するものことである。

2. 交通安全面への配慮のため車両出入口の設置は臨港道路側に限定します。（県道吉田宇和島線側への車両出入口の設置不可）

3. 売払い物件の引渡し後は、適切な管理を行い、水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭、鳥害（フン害）又は廃棄物等の公害に対し、十分な対策を実施し、周辺地域の環境悪化を招かないよう努めてください。

4. 売払い物件の利用に当たっては、臨港道路新樺崎1号線（樺崎大橋）の供用開始日から起算して3年以内に事業計画に記載する事業の操業を開始してください。

5. 上下水道、電気、ガス、情報通信等の必要な設備については、買受人がそれぞれの事業管理者と協議・調整の上、整備してください。

6. 施設の整備、運営等の事業実施に当たっては、可能な限り市内企業の活用や市民の雇用に配慮してください。

4. 入札参加資格

(1) 入札には、個人、法人を問わず、下記に掲げる【申込みのできない方】に該当する方を除き、どなたでも参加することができます。但し、3. 売払い物件の利用条件に示す全てに適合する利用を行うことが確実と認められる者である必要があります。

(2) 2名以上の共有名義で参加することもできます。

【申込みのできない方】次の①から⑥のいずれかに該当する方は、入札に参加することができないため申込みできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ③ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業に供しようとする者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び次のいずれかに該当する者
 - (ア) 入札対象財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
 - (イ) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (ウ) 法人の役員またはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を提供する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (ク) (ア)～(キ)に掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ⑤ 市税を滞納している者
- ⑥ 施設の管理を行う資産その他経営の規模及びその能力を有していない者

5. 質疑の受付

1. 受付期間

令和6年3月19日（火）～令和6年4月12日（金）

午前8時30分～午後5時15分

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※郵送の場合は受付期間必着のこと

2. 質疑方法

(1) 提出

質疑の要旨を質疑書<様式第1号>に簡潔にまとめ、下記提出先に郵送、メール又は持参をしてください。口頭、電話等による質疑は受け付けません。

メールによる場合は、メールの件名を「【大浦地区産業用地売払案内質疑書】(質問者名)」としてください。

郵送状況やメールの受信確認については、申込者自身の責任において確認されるようお願いいたします。

(2) 提出先

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市産業経済部商工観光課商工係 (市役所7階)
電 話 0895-49-7080
メールアドレス shoko2@city.uwajima.lg.jp

(3) 回答

質疑に対する回答は、質問者に対し書面又はメールにより速やかに行います。また、質問者への回答後、同内容を宇和島市ホームページに掲載します。回答に当たっては、質問者に関する情報は公表いたしません。(質問者等の正当な利益を害する恐れのあるものと認められたものについては宇和島市ホームページに掲載しないことがあります。また、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがあります。)

6. 入札参加の申込み

1. 売払案内書(申込用紙)の配布

【配布期間】

令和6年3月19日(火)～令和6年4月19日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

【配布場所】

愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市産業経済部商工観光課商工係 (市役所7階)

※本書は、宇和島市ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/22/ooura-industrial.html>)

2. 申込時に提出する書類

※複数物件に申込みされる場合であっても、提出書類は1通で結構です。

【個人の場合】

- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書 <様式第2号>
- (2) 事業計画書 <様式第3号>
- (3) 誓約書 <様式第4号>
- (4) 市税納税証明書
- (5) 直近3年分の確定申告書の写し
- (6) 世帯全員の住民票の写し
- (7) 印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- (8) 身分証明書(本籍地のある市区役所・町村役場が発行したもの)

【法人の場合】

- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書 <様式第2号>
- (2) 事業計画書 <様式第3号>
- (3) 誓約書 <様式第4号>
- (4) 市税納税証明書
- (5) 直近3年分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- (6) 印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- (7) 法人登記簿謄本、その他必要な書類

3. 申込み方法

※申込みには、郵送していただく方法と、持参していただく方法の2通りがあります。下記申込受付期間内に提出書類を揃え、申込みください。

※申込者が、入札参加者(落札された場合は購入者)となります。

※提出書類に不備がある場合は、補正をお願いします。申込受付期間内に補正が完了できなければ受け付けできず、入札に参加できなくなりますので、日程に余裕を持ってお申込みください。

【申込受付期間】

令和6年4月1日(月)～令和6年4月19日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土曜日、日曜日を除く。)

【受付場所】

愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市産業経済部商工観光課商工係 (市役所7階)

(1) 郵送される場合

必ず配達記録・書留等で郵送してください。

※申込受付期間必着のこと

(申込受付期間を過ぎてから本市に到達したものは受け付けできません。)

【送り先】

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市産業経済部商工観光課商工係宛

※封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 持参される場合

入札参加申込受付期間内に受付場所に持参し、提出してください。

4. 現地説明会

現地説明会は実施しません。事前に各自で現地確認を行ってください。

※別紙「物件調書」、「境界確認図及び現況写真」を参照してください。

7. 入札参加資格の審査

- (1) 入札参加申込みの受付後、**4. 入札参加資格**に示す資格の有無を審査します。入札参加申込みをされた方は、審査により入札参加資格を有することが認められなければ、入札に参加することができません。
- (2) 審査の結果については、入札参加申込みをされた方に通知をします。(令和6年4月26日までの予定) 審査内容、審査結果に関する問合せ及び異議等については、一切応じることができません。

8. 入札

1. 入札

※郵送による入札は行いません。

【入札日時】

令和6年5月9日(木) 午前10時00分～

【入札会場】

宇和島市役所 7階 701会議室

【入札順】

区画①、区画②、区画③、区画④の順に入札実施

(申込みがあった区画であっても、入札前であれば、辞退することが出来るものとします。)

(1) 受付

- ① 入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から入札会場(701会議室)前にて行います。
- ② 入札開始時刻までに受付をお済ませください。

(代理参加の場合は委任状を確認させていただきます。)

- ③ 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ④ 入札会場に入室される方は1者あたり2名までとさせていただきます。

(2) 当日に持参していただくもの

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書 (入札参加資格確認後交付)
- ② 入札保証金 (「入札保証金の納付」の項を参照してください。)
- ③ 委任状 (代理の方が参加される場合のみ) <様式第5号>

※「委任状」は1区画ごとに1通必要となります。

※委任者は市有財産一般競争入札参加申込書に使用した印鑑を押印してください。

④ 印鑑

ア. 個人の場合は、実印を持参してください。

イ. 法人の場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印する必要がありますので、それらを持参してください。

(注) 代理人の方が入札される場合は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。(個人・法人とも)

- ⑤ 本人であることを証するもの (免許証等)
- ⑥ 筆記用具 (黒の万年筆又はボールペン)
- ⑦ 本書 (『大浦地区産業用地一般競争入札売払案内書』)

2. 入札保証金の納付

- (1) 入札保証金は、現金若しくは小切手 (ただし、市長が確実と認める金融機関が自己を支払人として振り出した小切手に限る) をもって入札してください。
- (2) 入札保証金は、入札者が入札しようとする価額の100分の5相当額 (1,000円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げた額) 以上の額を納付してください。

【例】

(入札しようとする金額)	(入札保証金)			
50,000,000円	×	100分の5	=	2,500,000円以上

- (3) 入札保証金は、落札者以外の方には開札終了後速やかに還付します。落札者が納付した入札保証金は契約締結時の契約保証金の一部に充当します。ただし、次の各号に該当する場合には、その者に係る入札保証金は市に帰属します。
 - (ア) 入札者が入札について不正があったとき
 - (イ) 入札者が入札を取り消したとき
 - (ウ) 落札者が指定期間内に契約を締結しないとき
 - (エ) 契約締結者が指定期間内に売買代金 (残金) を納付しないとき

3. 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札会場での私語、入札執行者に許可なく勝手な行動は禁止する。
- (2) 酒気帯び者の入室は禁止する。
- (3) 入札執行を故意に妨害したり、入札室の秩序を著しく乱す者は、退場を命ずる。

- (4) 委任代理人（個人・法人とも）は、入札開始前にその代理権限を証する書面（入札者本人の登録印を押した委任状を提出し入札執行者の確認を受けるものとする。
- (5) 入札書は当日、入札会場で交付したものを使用してください。
- (6) 入札書は、1件ごとに1通を作成し封筒に入れて、入札箱に投入すること。
- (7) 入札書の文字及び印影は、明瞭であってかつ消滅しないもので記載すること、鉛筆は認めない。入札金額はアラビア数字を用い、金額の頭書に「¥」の文字を記入すること。
- (8) 入札書について記載事項の訂正及び挿入したいときは、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額についてはいかなる訂正も認めない。

4. 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 契約規則または、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (3) 代理権限のない者のした入札
- (4) 1回の入札に2以上の入札をしたとき
- (5) 入札書記載の金額、氏名または印形が確認し難い入札
- (6) 誤字、脱字などにより意思表示が不明瞭である入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった入札
- (10) その他特に入札に際し、指定した事項に違反したとき

5. 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、異議申し立てはできないものとする。

6. 開札、落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、宇和島市が定める予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合該当者はくじ引きを辞退することはできません。
 - ③ 開札の結果、落札者がある時は、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者にお知らせします。
- (3) 開札の結果、落札者がいない場合は、入札を終了する。
- (4) 入札後、契約規則、契約条項、関係書類、現地等について不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

7. 入札の辞退

入札参加申込みのあった物件の入札を辞退する場合は、当該入札開始前に「入札辞退届」<様式第6号>を提出してください。

※「入札辞退届」は1区画ごとに1通必要となります。

8. 入札執行者は、必要と認めるときは入札の執行を中止し、若しくは取り消し、または入札日時を延期することができる。この場合生じた損害について入札執行者は、その責を負わないものとする。

9. 契 約

1. 契約の締結

- (1) 宇和島市と落札者の売買契約は、落札が決定した日から起算して7日以内に宇和島市産業経済部商工観光課において、「市有地土地売買仮契約書」により締結します。

※売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。

共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

- (2) 落札者が期限までに仮契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として宇和島市へ帰属します。
- (3) 売買仮契約書（宇和島市保管のもの1部）に貼付する収入印紙等本契約の締結及び履行に必要な費用は落札者の負担となります。
- (4) 契約を締結する際には、実印が必要となります。
- (5) 入札者が、落札した物件を、契約上の条件に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。
- (6) 仮契約は、売却について宇和島市議会の承認を得られた日に本契約となります。

2. 契約上の条件

- (1) 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供し、または供させることはできません。
- (2) 落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業および同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途に供し、又は供されることはできません。
- (3) 落札者は、所有権移転の日から起算して10年間は、当該土地に係る所有権、地上権、その他の使用若しくは収益を目的とする権利、又は抵当権、質権その他の担保物件の設定又は移転をすることはできません。但し、市の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 落札者は、臨港道路新樺崎1号線（樺崎大橋）の供用開始日から起算して3年以内に事業計画に記載する事業の操業を開始しなければなりません。
- (5) 売買物件の使用用途は、港湾関連施設（但し、餌料・飼料製造施設、餌料保管施設は除

- く。)に限定する。また、売買物件の使用において、車両出入口の設置は臨港道路側に限定する。
- (6) 市長は、前記の(1)から(5)に関し必要があると認めるときは、落札者に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができ、落札者は、市長から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに市長に報告しなければなりません。また、正当な理由なく調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはなりません。
- (7) 前記の(1)から(5)に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として、(6)に違反した場合には、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として宇和島市に支払わなければなりません。また、この場合契約を解除する場合があります。

10. 売買代金の納入

- (1) 落札者は、次の掲げる方法により売買代金を納入してください。
- ① 本契約締結後7日以内に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた金額を一括して市指定金融機関に納付する方法
 - ② 本契約締結後10日以内に、市が発行する納付書において売買代金から納付済みの入札保証金を差し引いた契約保証金(売買代金の100分の10以上に相当する額)を納付し、指定期日(本契約日より30日以内)までに売買代金から契約保証金を差し引いた金額を市指定金融機関に納付する方法
- (2) 本契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金として市に帰属いたします。

11. 所有権移転登記

- (1) 売買物件の所有権移転は、売買代金の支払いが完了したときに行います。
- (2) 所有権移転登記は、市が行います。
- (3) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- (4) 登記に必要な「登録免許税」は落札者の負担となります。
- (5) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12. その他注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
- (2) 建物の建築に当たっては、都市計画法・建築基準法等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (3) 落札者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約を解除することができません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する「消費者」である場合にあっては、この限りにありません。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことができない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (5) 落札者が、売買契約締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 落札物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守しなければなりません。
- (7) 売買物件の土地利用については、周辺地域の環境保全に充分配慮するとともに、事前に地元自治会および周辺住民と協議・調整を図り、地域住民の理解を得るように努めなければなりません。

<様式第1号>

質 疑 書

令和 年 月 日

宇和島市長 岡原文彰様

住 所

申込者 (法人名及び代表者名)

氏 名

電話番号(— —)

令和6年5月9日執行の一般競争入札方式による市有地（大浦地区産業用地）売却に関し、次のとおり質疑を提出します。

質疑事項	
内 容	※質問内容、趣旨を具体的に記入してください。

<様式第2号>

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

宇和島市長 岡原文彰様

令和6年5月9日執行の一般競争入札方式による市有地（大浦地区産業用地）売却について、大浦地区産業用地一般競争入札売払案内書を承知の上、参加申込みします。

住所

申込者（法人名及び代表者名）

氏名

印

電話番号（ — — ）

住所

共有者

氏名

印

住所

共有者

氏名

印

区画番号	物件所在地	地目	面積(m ²)	使用用途

- ※ 申込書に関係書類を添付して提出してください。
- ※ 複数物件に申込みされる場合であっても、提出書類は1通で結構です。
- ※ 個人で申込みされる場合、印鑑は実印を押印してください。
法人で申込みされる場合、印鑑は法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。
- ※ 共有名義で申込みされる場合、申込者の欄に代表して入札手続を行う方を記入、共有者の欄に申込者以外の共有者を記入してください。
- ※ 使用用途の欄に購入後の使用予定用途を記入してください。
- ※ 申込みがあった区画であっても、入札前であれば、辞退することが出来るものとします。

受付印

受付印

<様式第3号>

事業計画書

1. 事業者概要

事業者名称	
所在地	〒
代表者 職名・氏名	
資本金	
事業内容	
従業員数	

2. 産業用地における事業計画

整備する施設名 規模および構造	(例) 事務所兼配送センター 鉄骨スレート1部2階建て 約3,500 m ²
--------------------	---

着 手 予定年月	年 月	操業開始 予定年月	年 月
整備事業費	当該産業用地購入費を除く事業費		
港湾の活用 について	(例) 港湾の流通機能の高度化を図るため配送センターを整備する。		
環境保全対策	周辺地域への環境保全や安全確保について、貴社の考え方を記入してください。(水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭、鳥害(フン害)又は廃棄物等の公害防止策など)		

<様式第4号>

誓約書

私は、宇和島市が実施する令和6年5月9日執行の一般競争入札方式による市有地（大浦地区産業用地）売却の参加申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 大浦地区産業用地売却の参加申込みに係る、申込資格を満たしていること及び提出する全ての書類の記載事項について事実と相違ありません。
- 2 入札に際し、大浦地区産業用地一般競争入札売払案内書、物件調書、売買契約書(案)その他法令上の規制等、全て承知のうえで入札に参加します。
- 3 落札した物件の利用に当たっては、用途は港湾関連施設（但し、餌料・飼料製造施設、餌料保管施設は除く。）に限定します。また、車両出入口の設置は臨港道路側に限定します。契約条項、法令上の規制を遵守し周辺地域の生活環境の悪化（水質汚濁、大気汚染、騒音、悪臭、鳥害（フン害）又は廃棄物等）に配慮します。
- 4 所有権、地上権、その他の使用若しくは収益を目的とする権利を移転する場合、権利者に対し3の事項について引き継ぎを行います。
- 5 宇和島警察署に参加資格確認を行うことに同意します。

令和 年 月 日

宇和島市長 岡原文彰様

住 所

申込者（法人名及び代表者名）

氏 名

印

電話番号（ — — ）

住 所

共有者

氏 名

印

住 所

共有者

氏 名

印

<様式第5号>

委任状

私は、宇和島市が実施する令和6年5月9日執行の一般競争入札方式による市有地（大浦地区産業用地）売却の入札参加にあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

委任する権限

令和6年5月9日執行の一般競争入札方式による市有地（大浦地区産業用地）売却
（第_____区画）に関する一切の権限

住所 _____
代理人
(受任者)
氏名 _____

代理人使用印

令和 年 月 日

(所在地)

住所 _____

申込者
(委任者) (法人名及び代表者名)

氏名 _____ 印

- (注意) 1. 複数物件に入札する場合、「委任状」は1区画ごとに1通必要となります。
2. 申込者(委任者)は市有財産一般競争入札参加申込書に使用した印鑑を押印してください。
3. 「代理人使用印」の枠内に、入札参加時に使用する印鑑を押印してください。
代理人は、入札において必ずこの印鑑を使用してください。(印鑑登録証明書の添付は不要です。)

<様式第6号>

入札辞退届

件名 令和6年5月9日執行の一般競争入札方式による市有地（大浦地区産業
用地）売却（第_____区画）

上記について入札参加申込みを行いましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

宇和島市長 岡原文彰様

住 所

氏 名

印

- (注意) 1. 入札辞退届は入札辞退する1区画ごとに1通必要となります。
2. 申込者が記入する場合は、市有財産一般競争入札参加申込書に使用された印鑑
を押印してください。
3. 代理人が記入する場合は、委任状の「代理人使用印」を押印してください。